

# 立教大学個人情報保護規程施行細則

施行	2001年4月1日
改正	2005年4月1日
	2006年5月26日
	2013年2月28日
	2016年2月1日
	2016年12月15日

(目的)

**第1条** この細則は、立教大学個人情報保護規程（以下「規程」という。）の施行に必要な事項について定める。

(定義)

**第2条** 規程第2条第2項に規定する「学生等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学生，大学院学生，科目等履修生，公開講座への参加者その他本学において教育を受けている者
  - (2) 本学の学校説明会への参加者，入学試験又は公開講座等への申込者，入学試験合格者その他本学において教育を受けようとする者
  - (3) 卒業生，中途退学者，過去において科目等履修生であった者その他本学において教育を受けたことのある者
  - (4) 入学試験不合格者，入学辞退者その他本学において教育を受けようとした者
- 2 この細則において「学内者」とは，本学の学生等及びその保証人並びに勤務員（非常勤教員，名誉教授，非専任職員等を含む。以下同じ。）その他現在及び過去において本学の業務遂行と関わりがあり，又は関わりがあったすべての者をいう。
- 3 この細則において「学外者」とは，前項に規定する「学内者」以外の者をいう。
- 4 規程第2条に規定する定義は，本細則においても同様とする。

(個人情報の情報主体以外の第三者からの収集基準)

**第3条** 規程第11条第1項ただし書第3号に規定する情報主体以外の第三者からの収集基準のうち，学内者に対するものは，次のとおりとする。

- (1) 規程第7条第1項に規定する個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）が情報主体の個人情報保護に欠けるところがないと認めたときであつて規程第4条に規定する個人情報保護統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）の承認があるとき。
  - (2) 規程第5条に規定する個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が情報主体の個人情報保護に欠けるところがないと認めたときであつて統括責任者の承認があるとき。
  - (3) 前2号に規定するほか，統括責任者が情報主体の個人情報保護に欠けるところがないと認めたとき。
- 2 統括責任者は，前項の場合には委員会に報告しなければならない。

(個人情報の情報主体以外への提供基準)

**第4条** 前条の規程は，規程第12条第2項ただし書第7号に規定する情報主体以外への個人情報の提供につきこれを準用する。

(学外者による個人情報の提供依頼手続)

**第5条** 規程第12条第2項ただし書に規定する学外者による個人情報の提供依頼は，依頼者本人であることを明らかにするほか，次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。

- (1) 提供依頼を行う者の住所及び氏名
  - (2) 提供依頼する個人情報の名称及び記録項目
  - (3) 当該個人情報の利用目的又は提供依頼の理由
  - (4) 個人情報の保護のための措置
  - (5) その他管理責任者が必要と認めた事項であつて統括責任者が承認したもの
- 2 前項第4号に規定する個人情報の保護のための措置は，次の各号に掲げるものとする。
- (1) 個人情報の漏えいの禁止
  - (2) 提供目的以外の目的による個人情報の利用の禁止又は制限
  - (3) 第三者への個人情報の提供の禁止又は制限

- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限
- (5) 個人情報の利用後の返還又は廃棄の義務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護のために管理責任者が必要と認める制限又は措置であって統括責任者が承認したもの

3 統括責任者は、前項第6号及び第1項第5号の承認をしたときは、委員会に報告しなければならない。

(学校法人立教学院が設置する本学以外の学校等への個人情報の提供)

**第6条** 規程第11条第7項に規定する学校法人立教学院が設置する本学以外の学校、立教大学校友会、株式会社立教企画、株式会社立教オフィスマネジメント、株式会社立教ファシリティマネジメント、株式会社立教ライブラリーマネジメント、単位互換協定校等（以下「本学以外の学校等」という。）への個人情報の提供につき必要な事項については、委員会がこれを定める。

2 前条の規定は、前項に規定する本学以外の学校等への個人情報の提供の場合にこれを準用する。  
(所管情報以外の個人情報の利用)

**第7条** 規程第14条第2項の規定により勤務員が本学の情報・通信システムを利用して所管情報以外の個人情報を利用しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、本来の業務のために、所管情報以外の個人情報提供を所管部局に申請し、かつ、それがあらかじめ明示してある利用目的の範囲内である場合はこの限りではない。

- (1) 所管情報以外の個人情報を利用しようとする部署名
- (2) 利用目的
- (3) 個人情報の記録項目及び記録範囲
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

2 前項の規定は、規程第14条第4項に規定する方法で所管情報以外の個人情報を利用するときにこれを準用する。

(委託業者選定基準)

**第8条** 規程第15条第1項に規定する外部への業務委託に際しての委託業者選定基準（以下「選定基準」という。）は、管理責任者が作成し、委員会の承認を得るものとするほか、選定作業に際しては、委託業者としての適格性を十分に審査しなければならない。

2 前項に規定する選定基準には、個人情報の保護につき、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

- (1) 委託業者において、本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講じていること。
- (2) その他個人情報保護につき委員会が必要と認める事項

3 管理責任者は、第1項に規定する選定基準の承認があったときは、その写しを統括責任者に届け出なければならない。

4 第1項に規定する審査は、規程第15条第3項に規定する委員会による業務委託契約書の承認に際して行うものとする。

(業務委託契約書等の記載事項)

**第9条** 規程第15条第2項に規定する業務委託契約において受託者が遵守すべき義務及び講ずべき措置は、次の各号に掲げるものとし、契約書に明記しなければならない。

- (1) 個人情報の機密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供禁止に関する事項
- (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製並びに改ざんの禁止又は制限に関する事項
- (5) 提供資料の返却又は廃棄若しくは削除に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務及び管理責任者による調査等への協力に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合の契約解除及び受託者名の公表等の措置並びに損害賠償義務に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理責任者が個人情報の保護のために必要と認める事項であって統括責任者が承認したもの

2 統括責任者は、前項第8号に規定する承認をしたときは、委員会に報告しなければならない。

(開示請求の方法)

**第10条** 規程第18条第1項に規定する開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。

- (1) 開示請求者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号
  - (2) 開示請求する個人情報の名称及び記録項目その他自己に関する個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 請求の理由
  - (4) その他委員会が必要と認めた事項
- 2 前項に規定する開示請求に必要な書面の様式は、委員会が作成する。  
(開示決定等の通知)
- 第11条** 規程第20条に規定する開示請求に対する可否の決定及び規程第23条に規定する個人情報の訂正等の請求に対する決定は、請求者に書面をもって通知する。
- 2 前項に規定する決定に必要な書面の様式は、委員会が作成する。  
(訂正請求等の方法)
- 第12条** 規程第23条に規定する訂正等の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。
- (1) 訂正請求を行う者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号
  - (2) 訂正請求等に係る個人情報の名称及び記録項目
  - (3) 訂正等を求める箇所及び内容
  - (4) 訂正請求等の理由
  - (5) その他委員会が必要と認めた事項
- 2 前項に規定する訂正請求等に必要な書面の様式は、委員会が作成する。
- 3 前2項の規定は、自己に関する個人情報の削除及び利用又は提供の中止を請求するときこれを準用する。  
(不服申立ての方法)
- 第13条** 規程第24条に規定する不服申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。
- (1) 不服申立てを行う者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号
  - (2) 不服申立て事項
  - (3) 不服申立て理由
  - (4) その他審査会が必要と認めた事項
- 2 前項に規定する不服申立てに必要な書面の様式は、審査会が作成する。  
(調査小委員会)
- 第14条** 規程第24条第3項に規定する調査小委員会（以下「小委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、当該不服申立てに利害関係を有する者は、小委員会の委員となることができない。
- (1) 総長の指名する審査会委員のうち若干名
  - (2) その他前号に規定する委員が必要と認めた者
- 2 小委員会の運営は、次の各号に掲げる方法によるほか、小委員会においてその都度定めることができる。
- (1) 小委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
  - (2) 委員長は、小委員会を招集し、その議事を総理する。
  - (3) 小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
  - (4) 小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 小委員会の事務は、審査会事務局が行う。  
(第三者による不服申立て)
- 第15条** 規程第24条に規定する不服申立ては、同条第1項に規定する情報主体のほか、第三者も行うことができる。
- 2 前項に規定する第三者とは、本細則第2条第2項に規定する学内者のうち情報主体以外の者をいう。
- 3 本条による不服申立てについては、規程第24条、本細則第13条及び前条を準用する。  
(改廃)
- 第16条** この細則の改廃は、部長会の議を経て総長が行う。

## 附 則

この細則は、2001年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、2006年5月26日から施行する。

**附 則**

この細則は、2013年2月28日から施行する。

**附 則**

この細則は、2016年2月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、2016年12月15日から施行する。

追68(1612)